

# 中城湾港（新港地区）におけるクルーズ船直前申請及び

## キャンセルポリシー

令和7年3月

### 1. 事前の申請について

中城湾港（新港地区）は、流通加工港湾であり貨物船による荷役を主な目的として利用されている。

毎週木曜日 14 時にバース会議を開催し、その週の金曜日 0 時から翌週木曜日 24 時までの 1 週間分のバースを各荷役業者等に割当てているところである。

クルーズ船による岸壁使用は、別途割当て作業を行い、事前にホームページで掲載している。

各荷役業者は、クルーズ船の寄港予定を考慮して荷役作業や配船スケジュール等を計画している。

そのため、急なクルーズ船の寄港申請をする場合は、他の荷役関係者の配船スケジュール等に大きな影響を及ぼすため、綿密な調整が必要となる。

また、外航船の場合、S O L A S の規程を遵守するために、臨時警備員を手配し、出入管理を行う必要があるが、急な寄港要望があった場合、警備員の確保ができない場合が起り得る。

上記の状況を考慮し、クルーズ船の寄港予定日から 10 日以内の予約申請について、ルールを設けることとした。

・ クルーズ船の寄港予定日から 10 日以内に寄港の可能性が判明した場合は、速やかに荷役業者や関係者等に周知、調整を行う。

さらに、岸壁をクルーズ船に割当てるには、以下 2 点を満たす必要がある。

### ① クルーズ船の代理店がすべきこと：荷役業者との調整

寄港予定日直前のバース会議（毎週木曜日 14 時開催）に出席し、代理店自ら荷役業者と岸壁の調整を行う。

(バース会議を待たずに、早い段階から関係する荷役業者と、電話等で調整を進める必要あり。)

※バース会議終了後で各荷役業者に既に岸壁が割り当てられた状態において、クルーズ船の申請をする場合は、代理店自ら関係する荷役業者と調整を行う。

## ② 中城湾港管理所がすべきこと：SOLAS 対応警備員（臨時警備）の人員確保

中城湾港西埠頭でのクルーズ船受け入れは、SOLAS の規程の中で経過措置として認められており、SOLAS 対応の臨時警備を配置することで、クルーズ船の寄港が可能となっている。

そのため、急な寄港申請により警備員の人員確保ができない場合は、SOLAS の規程を遵守できないため、クルーズ船の寄港要請に応えられない場合がある。

特に、土日祝日の急な寄港申請や入出港予定時刻の大幅な変更においては、警備員の人員確保が難しい場合がある。

## 2. 直前のキャンセルについて

直前の自己都合キャンセルや他港への寄港変更、あるいは直前まで他港とダブルブッキングをする行為、キャンセルが濃厚であるにも関わらず直前まで岸壁を押さえるような申請は、他のクルーズ船の申請機会を奪う事にもつながり、SOLAS 対応警備会社（臨時警備）や受入関係機関（受け入れ態勢整備）に多額の損害をもたらすことになる。

このため、キャンセルが判明した時点で速やかにキャンセル連絡を行うこと。

キャンセルの連絡は、寄港予定日から原則 1 ヶ月以前とし、真にやむを得ない理由がある場合は 11 日以前とする。

寄港予定日から 10 日以内のキャンセルについては、翌年以降の岸壁割当に際し、判断材料として考慮する。（天候不良や新型コロナウィルスの影響、故障等によるキャンセルは除く）